

被 処 分 者	認 定 番 号	群馬県公安委員会 第420776号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	提橋 海斗
	主たる営業所が所在する市区町村	群馬県太田市
処 分 年 月 日		令和8年6月11日
処 分 内 容		認定の取消し
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条 第1項第4号に規定する認定の取消し事由に該当するた め。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の適正化に関する法律 第7条第1項第4号
処分を行った公安委員会		群馬県公安委員会